

# 平成26年第2回笠松町議会臨時会会議録

平成26年4月1日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 欠席議員

議 員	9番	船 橋 義 明
-----	----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文
企 画 環 境 経 済 部 長 兼 住 民 福 祉 部 長	岩 越 誠
建 設 水 道 部 長 兼 技 監	奥 村 智 彦
総 務 課 長	村 井 隆 文
企 画 課 長	堀 仁 志
教 育 文 化 課 長 兼 総 合 会 館 長	加 藤 周 志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	堀 康 男
書 記	笠 原 誠
主 任	岩 田 孝 太

1. 議事日程（第1号）

平成26年4月1日（火曜日） 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第16号議案 笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第5 第17号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第18号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 追加日程 第19号議案 笠松町議会議長辞職許可について
- 追加日程 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について
- 追加日程 第20号議案 笠松町議会副議長辞職許可について
- 追加日程 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について
- 追加日程 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について

- 追加日程 第4号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 追加日程 第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について
- 追加日程 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 第3号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程 第4号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程 閉会中の継続調査申し出について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、平成26年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 尾 関 俊 治 議員

10番 長 野 恒 美 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） 監査委員より平成25年度2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

次に、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって、岐南町の議会議長にかわりました。

なお、副会長につきましては、笠松町の議会議長であります。以上です。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第16号議案から日程第6 第18号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第4、第16号議案から日程第6、第18号議案までの3議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第16号議案 笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例について。

笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年4月1日提出、笠松町長 広江正明。

次に、5ページをお開きください。

第17号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年4月1日提出。

第18号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,830万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年4月1日提出。

○議長（岡田文雄君） 提案理由を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、本日提案させていただきました案件は、笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例、笠松町職員の給与に関する条例の一部改正、それから平成26年度笠松町一般会計補正予算、以上3件であります。

それでは順次、議案を説明させていただきます。

まず1ページから4ページにわたります第16号議案、議案資料では1ページから2ページであります。笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例についてであります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律が平成25年11月2日に公布、そして平成26年2月21日に施行され、この配偶者同行休業制度が創設されました。これは、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにするため、渡航、在留する職員に対し、その継続的な勤務を促進することを目的としたもので、当町でもこの配偶者同行休業制度を導入するため、新たに条例を制定させていただくものでございます。

10条で構成をしております、主な部分を御説明させていただきます。

まず、第3条に休業の期間が規定されております。3年を超えない期間とされておまして、これは上限でございます、この3年までであれば、ちょっと飛びますが、第6条にも書いてございますが、1回に限り期間を延長することが可能であります。

それから第4条関係ですが、この対象となる事由であります、配偶者が6カ月以上引き続いて外国で勤務する場合や、外国で事業経営する場合、あるいは外国の大学で修学する場合、

この海外に在留する配偶者と生活をともにする場合があります。

ちょっと飛びまして、第9条でございますが、一方この制度を取得すると、当然ですが欠員が生じますので、職員の配置がえ等で対応せねばなりません、これが困難な場合は配偶者同行休業の申請期間を限度として、任期つき職員、あるいは臨時職員の任用が可能となります。

なお、臨時職員は1年が上限であります。

次、第10条関係でございますが、この制度を取得した職員の職務復帰後の給料の号給調整が規定されておまして、休業期間を100分の50以下の換算率により、換算して得た期間を引き続き勤務をしたものとみなして調整することが可能である旨を規定しております。

本文はそういったことでございますが、参考までに申し上げますと、その他の勤務条件として、これは地方公務員法や町の規則で別に規定されますが、当然ですが給与は支給されません。それから、期末手当は休業期間の2分の1が除算されます。それから、勤勉手当も休業期間を除算されます。それから、退職手当は当然ですが、休業期間は在職期間から除算されます。

附則の第2条関係でございますが、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います、内容としては配偶者同行休業を取得した職員の代替として、任期を定めて任用された職員は育児休業をすることができない旨を規定しております。

また、附則第3条関係でございますが、笠松町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行います。人事行政の運営の状況に関して町長に報告しなければならない事項に、この職員の休業の状況を追加するものであります。

施行期日は平成26年4月1日でございます。

以上が笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例についてであります。

続きまして5ページ、第17号議案、議案資料では3ページであります。

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、大規模災害からの復興に関する法律が施行されたことに伴いまして、この復興計画の作成等のため町へ派遣された者に対しても災害派遣手当を支給することとするため、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の3ページの新旧対照表の新しいほうを見ていただくとわかりやすいんですが、第19条の2、災害派遣手当等ということで、従来の災害応急対策と災害復旧のために笠松町に派遣された者に加えまして、復興計画の作成等のため町へ派遣された者に災害派遣手当として、1日につき6,620円の範囲内で手当を支給することとするものであります。この復興計画作成の「等」とありますが、これは復興計画の作成、もしくは変更、それから復興整備事業の実施の準備、もしくは実施であります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

続きまして、6ページから8ページにわたります第18号議案 平成26年度笠松町一般会計補

正予算についてであります。

今回、630万円の増額補正をさせていただきます。

内容であります、8ページの歳出でございますが、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費の委託料の増額補正であります。昨年度に引き続き、今年度も株式会社光製作所からの寄附を活用させていただきまして、笠松町内の小・中学校の児童・生徒から光文庫図書を読んで書いた読書感想文を募集し、毎月優秀作品をラジオ番組で放送するとともに、年度末にはさらにその中から優秀作品を選定してテレビ番組で表彰するといった内容の事業を実施することに伴い、株式会社岐阜放送に番組の制作及び放送業務を委託するため、委託料を630万円増額させていただくものでございます。急遽3月末に事業実施が決定され、4月から実施したい旨のお話ございましたので、今回、急遽提案させていただきました。

なお、ラジオ放送は、毎月第1、第2、第3土曜日の午前9時45分から放送されまして、第1土曜日が小学校低学年の部、第2土曜日が小学校高学年の部、第3土曜日が中学生の部であります。テレビ番組放送は、来年3月に表彰式の模様が放映されます。

歳入につきましては、全額、光製作所の寄附を財源として充てさせていただきます。以上、3議案でございますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第16号議案 笠松町職員の配偶者同行休業に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 先ほど御説明していただいたんですけど、第3条の3年とするという3年の根拠というのは、例えば育児休業が3年だったりということで3年なのか、その3年の根拠というのがどういうことなのか1つお願いします。配偶者の同行休業に関する条例なので、あくまでも配偶者ということで自分が夫ならば妻、妻ならば夫のことだと思うんですけども、例えば今回のこの条例には関係ないかもしれないんですけども、未成年の子供の修学に対する同行休業というのはないんですか、その点についてお願いします。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 3年の根拠ということでございますが、先ほど少し申し上げましたんですが、休業の対象となる者が大学院とかそういったところへ留学とか、それから就業とか、いろいろありますが、基本的には国家公務員の場合、あるいは地方公務員法で準則的に規定されていまして、それに基づいておりますが、おおむね3年あればその事項が達成できるである

うという法律の趣旨からだと考えております。それから、未成年の同行という場合は、対象となる者が男女問わず配偶者が海外でそういった業務に携わるということで職員が対象になるということで、そういった子供さんのことはこの条例では全く規定しておりません。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 3年は、大方、想定の答弁なのでそうだろうと思いますし、子供のことをこの条例で規定するとか何とかじゃなしに、子供のことは考えなくてもいいですかという質問というか、投げかけというか。この条例で規定する、もう題目が違うので、それは関係ないですけれども、例えばそんなことはめったにないんですが、例えばオリンピックの強化選手になったと。それで海外で練習をせんならんというようなことになったときに、それが例えば高校生ぐらいの子であったりというときにはどうかと。今まではどうなっておったのか、僕はちょっと周りでもそういうのを聞いたことがないんでわかりませんが、夫婦の場合、こうやって規定されるのならば、子育て支援という形でなら、そういうことも今後考えられるのではないかなというふうに思ったから、ちょっと質問させていただいたものです。ないなら、ないで結構です。

○議長（岡田文雄君） 村井総務課長。

○総務課長（村井隆文君） 川島議員さんからの御質問にお答えをさせていただきます。

この条例のそもそもの制定の目的が、有為な公務員、今、今後活躍が期待できる公務員の継続的な勤務を促進しまして、もって公務の円滑な運営に資するというを目的といたしております。そういった趣旨からの制定でございますので、そのような御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 他に質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 議案資料のほうは、笠松町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表になっているんですが、これと同行との関係はどういうことなのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 村井総務課長。

○総務課長（村井隆文君） 長野議員さんからの御質問にお答えをさせていただきます。

この条例の制定に際しまして、同行休業をされた職員のかわりに第9条におきまして、任期つき採用、あるいは臨時的任用により補充の職員を雇用することができるというような規定を置いてございます。その職員につきましては、育児休業を取得することができないというような規定を置いておりますことから、今回制定をさせていただきました条例の附則の第2条にお



きまして、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行っておるところでございます。この附則の改正内容を踏まえまして、今御質問のございました議案資料に育児休業等に関する条例の新旧対照表を掲載させていただいておるといふことで、逆に育児休業が、こういった方はできないですというような改正をさせていただいておるといふものでございます。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 大橋総務部長兼教育文化部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 今の御質問は、多分この条例の名称と議案資料のほうにあります名称が、条例名が違っておるからこれはいいのかなという御確認の御質問だと思いますが、配偶者同行休業に関する条例につきましては、新たに制定をしておりますので、新旧対照ということでは資料はございません。その中で附則でもって、育児休業等に関する条例の改正を行っておりますので、その改正の部分で新旧対照表を載せて、そちらで議案資料のほうとさせてもらっておるといふことでございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 昨年度もいただいたことと同じことだろうと思うんですけども、昨年度は、確か年度の途中だったということもあって、現場での徹底が非常におくれたというふうには思っております。大変いいことなので、こうやって続けてくださるということは本当にありがたいなあと思うんですが、現場で、昨年は授業中にこういうことが決まったから、この1時間の間に本を読んで作文を書けと、感想文を書けみたいな、非常に性急な指導が多々あったと、松枝小学校でそういうことがあったというふうにお聞きしました。せっかくこういういい機会をいただいたのですから、じっくり読んで、本が逆に嫌いになってしまうようなことになってはいけないと思うので、その辺のところを現場では何とかしようと思ってやったんだと思うんですが、子供たちのことを考えて指導をしていただきたいと思います。その辺について教育長、お願いします。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 昨年度においては、御指摘のように決まってから、第1回目のラジオ放送に入る前に子供に少々負担をかけたところがあったと思っておりますが、その後、私どもの手元に審査の子供たちの読書感想文が届きますのは1カ月前ということで動いていますので、以後においては、計画的に出していただいたというふうには思っています。

本年度は、多分4月から動くということになりますので、きょう御可決いただけるとすると、計画的に子供たちに読書をするのが楽しくなるようにと、それから放送をしていただけることが子供たちの励みになるように、そんな読書感想文を生かした岐阜放送による感想文の放送、それが円滑に進むように努力していきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（伏屋隆男君） ただいま岡田文雄議長から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） 辞職願。今般、都合により笠松町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく願い出ます。平成26年4月1日、笠松町議会議長 岡田文雄。笠松町議会副議長 伏屋隆男様。

○副議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前11時14分

○副議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

---

#### 追加日程 第19号議案について

○副議長（伏屋隆男君） 第19号議案 笠松町議会議長辞職許可についてを議題といたします。

〔議長 岡田文雄君退場〕

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） 第19号議案 笠松町議会議長辞職許可について。

笠松町議会議長 岡田文雄君の辞職を許可するものとする。平成26年4月1日提出、笠松町議会副議長 伏屋隆男。

○副議長（伏屋隆男君） 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

〔7番 岡田文雄君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

ここで岡田文雄君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○7番（岡田文雄君） 1年間、本当に行政の方々、そして議員の方に支えられまして、何とか無事、私なりにやらせていただきました。本当にありがとうございました。

議長が2回目ということで、1回目と違いまして、本当に充実した議長ができたと私自身も思っております。

そして、これもやはり皆さん方、行政の方々にもお世話になったこと、そして議員の皆さんにいろんな意見をいただいて充実した議長ができたこと、本当にありがとうございます。長いようで短い1年でした。本当にありがとうございました。

これからは一議員として、もっともっと頑張るつもりでいますので、今後ともよろしく願います。本当にありがとうございました。

○副議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第1号選挙について

○副議長（伏屋隆男君） 第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は投票、あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は9名であります。  
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。  
点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。  
会議規則第73条第2項の規定により、立会人に2番 古田聖人議員、5番 田島清美議員の2名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

投票結果を報告いたします。  
投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち有効投票9票。  
有効投票中、安田敏雄議員8票、長野恒美議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.25票であります。よって、安田敏雄議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました安田敏雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（堀 康男君）** 笠松町議会議長当選者、氏名、安田敏雄、住所、羽島郡笠松町円城寺927番地、生年月日、昭和18年3月9日。

○**副議長（伏屋隆男君）** 安田議長、議長席にお着き願います。

○**新議長（安田敏雄君）** それでは、一言御挨拶させていただきます。

ただいまは、選挙によりまして、推挙していただきました。大変名誉ある笠松町議会議長として、この一年、また誠心誠意込めて頑張っていきたいと思っております。この平成26年度、きょうが4月1日でありますように、またいろんな諸案があると思います。この一年も町執行部、また全職員におきましても、やはりマンネリ化することなく、職員においても、また執行部においても、一つでもいろんなアイデアを出していただいて、この町が発展するように願っていききたいと思っております。

また私たち議員も、今まで以上に、いろんな諸問題に向けて頑張っていきたいと思っております。

今年度も、名誉町民初め、多くの褒章を受けられた方が、この笠松町にはお見えになります。やはりその方たちにもこの議会が、また町執行部、全職員が一つになって、この町のために頑張っていく所存でございますので、皆さん方のさらなる御指導やら御理解をいただきますようお願いいたします。御挨拶にかえさせていただきます。きょうは、本当にありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

ただいま伏屋隆男副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○**議会事務局長（堀 康男君）** 辞職願。今般、都合により笠松町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されたく願います。平成26年4月1日、笠松町議会副議長 伏屋隆男。笠松町議会議長 安田敏雄様。

○**議長（安田敏雄君）** お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第20号議案について

○議長（安田敏雄君） 第20号議案 笠松町議会副議長辞職許可についてを議題といたします。

〔副議長 伏屋隆男君退場〕

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） 第20号議案 笠松町議会副議長辞職許可について。

笠松町議会副議長 伏屋隆男君の辞職を許可するものとする。平成26年4月1日提出、笠松町議会議長 安田敏雄。

○議長（安田敏雄君） 本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

〔6番 伏屋隆男君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

ここで伏屋隆男君より発言を求められておりますので、これを許可します。

○6番（伏屋隆男君） 1年間、岡田議長のもとで副議長をやらせていただきました。一生懸命やったつもりではありますが、皆さんの御協力に感謝申し上げます。

また、これからも一生懸命笠松町のためにやっていきますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第2号選挙について

○議長（安田敏雄君） 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は投票、あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの声があり、選挙の方法は投票により行うことといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。



〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖をお願いいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に1番 尾関俊治議員、4番 川島功士議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

選挙結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票9票。

有効投票中、伊藤功議員8票、長野恒美議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.25票であります。よって、伊藤功議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定により告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（堀 康男君）** 笠松町議会副議長当選者、氏名、伊藤功、住所、羽島郡笠松町田代386番地、生年月日、昭和18年6月23日。

○**議長（安田敏雄君）** 副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。伊藤議員よろしく願います。

○**新副議長（伊藤 功君）** ただいま議長さんから、伊藤功が副議長をというふうに御指名いただきまして、本当に皆さんのおかげと感謝しております。

また、立派な議長さんが選ばれましたことは、本当に素晴らしいことだと思いますので、その議長さんをどれだけ僕が支えていけるのか、多少不安な点もございしますが、何とか一生懸命やっていきたいと思っております。2回目の副議長ということで、多少経験させていただいたことも自分にとってはよかったことだと思っております。町政発展のために一生懸命議長さんを支えてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○**議長（安田敏雄君）** 会議の途中ですが、1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時28分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

羽島郡広域連合議会議員に1名欠員が生じた旨の通知がありました。

お諮りいたします。この際、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第3号選挙について

○議長（安田敏雄君） 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員、岡田文雄議員。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、当選されました。

ただいま羽島郡広域連合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定により告知いたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入をお願いいたします。

○議会事務局長（堀 康男君） 羽島郡広域連合議会議員当選者、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。

○議長（安田敏雄君） 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に2名欠員が生じた旨の通知がありました。

お諮りいたします。この際、第4号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第4号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第4号選挙について

○議長（安田敏雄君） 第4号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員関係市町の長の推薦に基づく者、船橋義明議員、伊藤功議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名推選いたしましたとおり、当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました伊藤功議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定により告知をいたします。船橋義明議員については、別途当選告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会議務局長（堀 康男君） 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者、関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。氏名、伊藤功、住所、羽島郡笠松町田代386番地、生年月日、昭和18年6月23日。

○議長（安田敏雄君） 岐阜県地方競馬組合議会議員に1名欠員が生じた旨の通知がありました。お諮りいたします。この際、第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙についてを日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第5号選挙について

○議長（安田敏雄君） 第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県地方競馬組合議会議員、川島功士議員。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、当選されました。

ただいま岐阜県地方競馬組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定により告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入をお願いいたします。

○**議会事務局長（堀 康男君）** 岐阜県地方競馬組合議会議員当選者、氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

○**議長（安田敏雄君）** お諮りいたします。この際、笠松町議会常任委員会委員の選任について及び笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会常任委員会委員の選任について及び笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第1号選任について及び追加日程 第2号選任について

○**議長（安田敏雄君）** 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について及び第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを行います。

この選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたします。

お諮りいたします。各常任委員会委員及び議会運営委員会委員にそれぞれ次のお方を指名いたしたいと思っております。総務文教常任委員会委員、船橋義明議員、岡田文雄議員、田島清美議員、川島功士議員、古田聖人議員。民生建設常任委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、伏屋隆男議員、伊藤功議員、尾関俊治議員。議会運営委員会委員、長野恒美議員、船橋義明議員、岡田文雄議員、伏屋隆男議員、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

笠松町交通対策特別委員会委員 5 名及び笠松町公共施設整備調査特別委員会委員 5 名の欠員が生じました。

お諮りいたします。この際、第 3 号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について及び第 4 号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加いたしました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第 3 号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について及び第 4 号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 第 3 号選任について及び追加日程 第 4 号選任について

○議長（安田敏雄君） 第 3 号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について及び第 4 号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任についてを行います。

この選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたします。

お諮りいたします。各特別委員会委員にそれぞれ次のお方を指名いたしたいと思っております。交通対策特別委員会委員、船橋義明議員、伏屋隆男議員、川島功士議員、伊藤功議員、古田聖人議員。公共施設整備調査特別委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、岡田文雄議員、田島清美議員、尾関俊治議員、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 48 分

再開 午後 2 時 30 分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は 9 名であります。

この際、報告を行います。まず各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長及

び副委員長が次のとおり決定されました。

総務文教常任委員会委員長、川島功士議員、副委員長、田島清美議員。

民生建設常任委員会委員長、尾関俊治議員、副委員長、伏屋隆男議員。

議会運営委員会委員長、岡田文雄議員、副委員長、長野恒美議員。

交通対策特別委員会委員長、古田聖人議員、副委員長、川島功士議員。

公共施設整備調査特別委員会委員長、長野恒美議員、副委員長、田島清美議員。

次に、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育施設運営委員会委員、政治倫理審査会委員及び都市計画審議会委員にそれぞれ次の方を推挙することに決定いたしました。

国民健康保険運営協議会委員、長野恒美議員、伏屋隆男議員、古田聖人議員、尾関俊治議員。

社会教育委員、長野恒美議員。

公民館運営審議会委員、伊藤功議員。

体育施設運営委員会委員、田島清美議員。

政治倫理審査会委員、長野恒美議員、岡田文雄議員、伏屋隆男議員。

都市計画審議会委員、田島清美議員、伊藤功議員、古田聖人議員。

なお、ここでそれぞれの方の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、これより配付いたします用紙の所定欄に御記入を願います。

事務局長より報告いたさせます。

○**議会事務局長（堀 康男君）** 国民健康保険運営協議会委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

社会教育委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。

公民館運営審議会委員、氏名、伊藤功、住所、羽島郡笠松町田代386番地、生年月日、昭和18年6月23日。

体育施設運営委員会委員、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野183番地、生年月日、昭和41年12月20日。

政治倫理審査会委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。

都市計画審議会委員、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野183番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、伊藤功、住所、羽島郡笠松町田代386番地、生年月日、昭和18年6月23日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

先ほど、議会運営委員会委員長より、次期定例会及び臨時会の会期等並びに能率的な議会運営の方途について調査するため、会議規則第53条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

書記をして申出書の写しを配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

#### 追加日程 閉会中の継続調査申し出について

○議長（安田敏雄君） ただいま配付いたしました申出書を書記をして朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） 写し、笠議運第4号、平成26年4月1日、笠松町議会議長 安田敏雄様、議会運営委員会委員長 岡田文雄。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、下記事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、会議規則第53条の規定により申し出ます。

記1. 件名、次期定例会及び臨時会の会期等並びに能率的な議会運営の方途について。

2. 期間、委員の任期中。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。ただいま委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

#### 閉会の宣告



○議長（安田敏雄君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時40分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成26年4月1日

議 長                    岡 田 文 雄

新 議 長                安 田 敏 雄

副 議 長                伏 屋 隆 男

議 員                    長 野 恒 美

議 員                    尾 関 俊 治